

秋田県条例第二十号

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例（平成八年秋田県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 将来県内において業務に従事しようとする意思を有すること。

第六条第三号及び第四号、第七条第二項第一号並びに第八条第一項第一号及び第三項第二号中「の特定施設等」を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者及び同日前に修学資金の貸与を受けた者（同日以後に改正後の条例第二条第一号に規定する養成施設を卒業する者に限る。）に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者（同日以後に同号に規定する養成施設を卒業する者を除く。）に係る修学資金については、なお従前の例による。